

特定非営利活動法人 子ども・人権ネット 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 子ども・人権ネット（以下「この法人」という。）と称す。

2 この法人がCAP事業を行う場合は通称としてCAP・にいがたを用いる。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟市内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、子どもの人権が尊重される社会の実現に寄与する目的のために、子どもへの暴力防止全般の研修と、子どもを取りまく地域・社会に対してCAP（子どもへの暴力防止プログラム）を広める。それにより、子どもが人権意識を持って自分を守る力を高めるとともに、子どもを取りまく大人たちが子どもへの暴力防止を目指し、社会の根底にある子どもに対する差別の根本的解消を図ることとする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(特定非営利活動に係わる事業)

第5条 この法人はその目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 子どもへの暴力防止全般の研修事業
- (2) CAPプログラムの普及事業
- (3) 子どもの権利擁護と暴力防止に関わる個人および団体との情報交換・連携のための事業
- (4) 一般市民への広報・啓発事業
- (5) 相談事業
- (6) 出版、販売事業
- (7) その他この法人の目的達成のための必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同するCAPスペシャリストで活動を推進する個人。
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同し活動を支援・協力する個人および団体

(会員の権利)

第7条 この法人の会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第8条 この法人の会員は、この定款に別に定めるもののほか、定款その他の規則を厳守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第9条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 正会員以外の会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むことにより、入会することができる。

(年会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の事項の一に該当するに到ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、勧告をうけてもそれに応じず、2年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反した時。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第14条 既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第15条 この法人には次の役員をおく。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、業務を総括する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 4 監事は次に挙げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第22条 この法人に事務局をおく。

- 2 事務局は、事務局長1人および事務局員若干名を置く。
- 3 事務局長および事務局員は理事長が任免する。

(組織および運営)

第 23 条 事務局は事務処理等を円滑に進める。

(事務局の細則)

第 24 条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第 6 章 委員会等

(委員会等)

第 25 条 この法人は、法人の目的に沿った事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会および専門委員会等（以下「委員会等」という。）の委員会を置くことができる。

(組織および運営)

第 26 条 委員会等はその定められた事業について、調査・企画・運営・実施にあたる。

2 委員会等に関する規定は理事会の決議を経て別に定める。

(運営委員会の細則)

第 27 条 運営委員会の組織および運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第 7 章 総 会

(種類)

第 28 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 29 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 30 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画および収支予算の決定

(5)事業報告および収支決算の承認

(6)役員の選任又は解任

(7)会費の額

(8)借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担および権利の放棄。

(9)その他運営に関する重要な事項

(開催)

第 31 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3)第 17 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第 32 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第34条 総会は、正会員総数2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 総会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項および第55条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることのできない。

(議事録)

第37条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者および表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第8章 理事会

(構成)

第38条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第39条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第40条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第 41 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 42 条 理事会の議長は、理事長または理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

- 第 43 条 理事会における議決事項は、第 41 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 44 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は FAX、E メールをもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 45 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 9 章 資産および会計

(資産の構成)

- 第 46 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第 47 条 この法人の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第 48 条 この法人の会計は法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 50 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 51 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 52 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 53 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 54 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 55 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 56 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が解散のときに有する財産は、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上をもって決した当法人と同種別の目的を有する特定非営利活動法人、社団法人または財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第 58 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 12 章 雜 則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、本定款に定めるものその他、細則として、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	石附幸子
副理事長	太田美津子
理事	石橋明子
同	井上秋江
同	木村いほ子
同	小池恵智子
同	松井良枝
監事	野口美智子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2007 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 49 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 54 条の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 10 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 (1)正会員	6,000 円
(2)賛助会員	一口 2,000 円